

令和8年度

特記仕様書

工事名 県単公園整備工事
(長生の森公園・野球場防球ネット張替)

路線河海名 都市公園 長生の森公園

工事箇所 茂原市 押日

千葉県 長生土木事務所

第 1 章 総則

第 1 条 適 用

- この特記仕様書は、千葉県土木工事共通仕様書（令和 7 年 1 0 月版）（以下「共通仕様書」という。）でいう特記仕様書で、本工事の施工に適用する。
- 本特記仕様書に規定のない事項については別に定める「土木工事共通特記 仕様書」及び「土木工事共通仕様書」によるものとする。
なお、本工事で適用する土木工事共通特記仕様書の詳細は別表に示すとおりとする。

第 2 条 工期

本工事の工期は、契約の翌日から令和 9 年 2 月 2 6 日限りとする。

なお、工期には、施工に必要な実日数（実働日数）以外に以下の事項を見込んでいる。

準備期間	30	日間
後片付け期間	20	日間
雨休率 ※休日と天候等による作業不能日を見込むための係数 雨休率＝（休日＋天候等による作業不能日）／実働日数	0.78	

第 3 条 施工管理・規格値

この工事の施工管理及び工事写真管理は、千葉県土木工事施工管理基準（令和 7 年度版）によるものとする。

第 2 章 材料

第 4 条 工事材料の品質及び確認

受注者は、共通仕様書に記載のあるものの他、必要と認められる工事材料を使用する場合には、その外観及び品質規格証明書等を照合して確認した資料を事前に監督職員に提出し、監督職員の確認を受けなければならない。

第 3 章 施工

第 5 条 工事における創意工夫

受注者は、工事施工において、自ら立案実施した創意工夫や技術力に関する項目、または地域社会への貢献として評価できる項目に関する事項について、工事完了時までに所定の様式により提出することができる。

第 6 条 立会

下表の通り監督職員による立会を実施する。

工種	細別	時期
防球ネット張替	張替定着部確認	張替一部完了時

第7条 建設産業廃棄物

本工事にて発生する防球ネット（金属くず）は、市原市八幡海岸通地先、片道運搬距離 L=20.3km の太陽建設(株)市原エコセンターに運搬し処分すること。

これにより難しい場合は、別途協議すること。

第4章 その他

第8条 資機材等の搬入搬出

1. 押日ランド内の工事車両の通行速度は、30km/h 以下とする。
2. 車両については、公園北側市道は使用せず、県道千葉茂原線側を使用し、出入りを行うこと。

第9条 中東情勢の変化等による建設資材の流通状況を踏まえた設計変更

1. 本工事は、供給の偏りや流通の目詰まりにより入手が困難となっているナフサを由来とする建設資材(以下、「調達検討資材」)の調達に必要な経費(以下、「別途調達経費」)について、設計変更を行う対象工事である。

2. 受注者は、調達検討資材について別途調達経費が必要となる場合には、事前に監督職員と協議するものとする。なお、別途調達経費が必要となる場合とは、以下を想定している。

- ① 調達検討資材の代替資材を調達した場合
- ② 調達検討資材の流通経路を見直して調達した場合
- ③ 調達検討資材を調達した場合(ただし別途調達経費を含む)

3. 受注者は、別途調達経費に係る証明書類(実際の取引伝票等)を監督職員に提出するものとし、その別途調達経費については設計変更の対象とする。

特記仕様書別表 詳細は土木工事共通特記仕様書 第2章 選択編をご参照ください

条	条 目	適用(不要項目に二重取消線)
第2-1条	電子納品	・ 該当する (副本登録する) ・ 該当する (副本登録しない)
第2-2条	工事監督支援業務の担当技術者	・ 該当する ・ 該当しない
第2-3条	建設工事に係る資材の再資源化等 に関する法律 (建設リサイクル法)	・ 該当する ・ 該当しない
第2-4条	難工事の指定	・ 該当する ・ 該当しない
第2-5条	「三者会議」の実施	・ 該当する ・ 該当しない
第2-6条	熱中症対策に資する現場管理費の 補正の試行工事	・ 該当する ・ 該当しない
第2-7条	快適トイレ	・ 該当する ・ 該当しない
第2-8条	週休2日制適用工事	・ 現場閉所による週休2日工事 ・ 週休2日交替制工事 ・ 該当しない
第2-9条	遠隔臨場	・ 発注者指定型 ・ 発注者指定型以外 ・ 該当しない
第2-10条	I C T活用工事 ※右表に対象工種を記載	・ 該当する 対象工種: ●●工、■ ■工 ・ 該当しない
第2-11条	現場打ちの鉄筋コンクリート構造 物におけるスランプ値の設定等	・ 該当する ・ 該当しない